

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	宮古港みなとカメラ設置検討業務
業 務 概 要	本業務は、宮古港にみなとカメラを設置するにあたり、設置場所、カメラ機器・通信システム、維持管理及び付帯施設の検討を行い、設置工事に関する設計図書等の基礎資料を作成するものである。
契 約 担 当 官 等 の 氏 名 並 びにその所属する部局 の 名 称 及 び 所 在 地	分任支出負担行為担当官釜石港湾事務所長 吉田 靖 東北地方整備局釜石港湾事務所 岩手県釜石市港町2-7-27
契 約 年 月 日	令和7年8月6日
契 約 業 者 名	公益社団法人日本港湾協会
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区赤坂3-3-5
契 約 金 額	20,020,000円（税込み）
予 定 価 格	21,934,000円（税込み）
随意契約によることとした 理 由	別紙のとおり
業 務 場 所	ー
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 （ 自 ）	令和7年8月6日
履 行 期 間 （ 至 ）	令和8年2月27日
備 考	

随 意 契 約 理 由 書

1. 業務の名称 宮古港みなとカメラ設置検討業務

2. 契約業者名 公益社団法人日本港湾協会

3. 随意契約理由

本業務は、宮古港にみなとカメラを設置するにあたり、設置場所、カメラ機器・通信システム、維持管理及び付帯施設の検討を行い、設置工事に関する設計図書等の基礎資料を作成するものである。

本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・実施フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当技術者へのヒアリングにより評価を行った。

審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約を行うものである。